大会宣言

世界の障害者運動の集大成である障害者権利条約は、わが国において本年2月19日に発効しました。わが国は障害者権利条約の批准書を1月20日、国際連合事務総長に寄託し、欧州連合を含めて141番目の締約国となりました。当初、日本政府はこの権利条約の早期批准を検討していましたが、国内の障害当事者・関係者団体の取りまとめであり、私たち連盟も加入している日本障害フォーラムは、わが国の国内法整備を含めた障害者制度改革の推進が先であることを訴えました。その結果、日本政府はこれを受け入れ、障害者基本法の改正、障害者差別解消法の制定等の国内法の整備を進め、今回の批准に至ったことは大きな意義があります。

私たちは、社会のバリア解消を目的にした「情報アクセシビリティ・フォーラム」を2013年11月に初めて開催し、大きな成功をおさめました。障害者権利条約にも重要な用語として盛り込まれている「アクセシビリティ」は、内閣府の第三次障害者基本計画にも重要な用語として記載されました。今後は、他の障害者団体と連帯して、いつでもどこでも誰とでも自由に情報にアクセスし、コミュニケーションができる「情報・コミュニケーション法」の早期制定をめざしていきます。

また、2013年度は、ろうあ運動の歴史に輝かしい一頁を刻む年度となりました。地域の法律である「手話言語条例」が、鳥取県、北海道石狩市、北海道新得町、三重県松阪市に次々と誕生する等、全国の地域で大きな成果をあげています。私たちは地域の取り組みに格差が出ないよう、ろう者が暮らしやすい社会を構築する「手話言語法」の早期制定を、全国の仲間と力を合わせて国に強く要望していきます。

障害者権利条約の批准は、新たな障害者運動のスタートです。私たちが主体となって 私たちの政策を決める、そして社会的責任を持って実践していくことができるよう、こ れからも全国民と連帯した運動を展開していくことをここに宣言します。

2014年6月15日

第62回全国ろうあ者大会